

夏休み期間通所について

夏休み期間の通所登録を希望される方は、必要書類を受付期間内に提出しお申し込みください。

申込みについて

- 受付期間 令和7年5月12日（月）から5月31日（土）まで
- 受付場所 市役所児童クラブ課 9時から17時まで（土・日除く）
各市立児童クラブ 11時から13時まで（日除く）
9時から13時まで（土のみ）

<申請時に必要な書類>

1. 大津市立児童クラブ通所登録申請書（様式第1号）
2. 保護者の就労証明書等、通所の資格要件を証明する書類（通所の資格要件によって必要書類が異なります。）
3. 口座振替依頼書（金融機関で手続き後の本人控え）※初めて通所登録される方又は口座を変更される方のみ
4. 大津市立児童クラブ保育料等減免申請書（様式第11号）※減免の事由に該当する方のみ

注意：施設規模等の都合により、夏休み期間通所は第2瀬田児童クラブへの登録ができません。

内容について

- 通所登録期間 令和7年7月21日（月・祝）から8月31日（日）まで
（大津市立小学校に通う児童は上記期間、その他の小学校に通う児童は、当該小学校の夏休み期間となります。）
 - 日曜・祝日は閉所します。土曜日の保育はありません。
 - 夏休み期間の途中で退所することはできません。
 - 保育協力日はご家庭での保育にご協力をお願いします。
- 開所時間 8時から15時まで
 - おやつ提供はありません。
 - 延長保育はありません。
- 通所登録決定通知 6月下旬頃 発送予定
- 通所説明会 令和7年7月5日（土）
10時から各市立児童クラブにて開催します。
 - 通所決定通知書に案内通知を同封しますので、ご確認ください。

料金について

●保護者負担金

児童 1 人につき

- 登録料 10,000 円（初めて児童クラブに登録をする場合）
- 保育料 14,000 円

令和 7 年 7 月 31 日（木）に口座振替いたします。

●保育料及び登録料の減免

減免対象の方は、減免申請書の提出が必要です。

- 通所登録申請時に提出してください。
- 申請がない場合は、下記の事由に該当されていても減免の適用はできません。
通所登録期間中に申請してください。（通所登録期間後は、減免の適用はできません。）

登録料及び保育料の免除

- ① 生活保護法の規定により保護を受けている場合
- ② 保護者のいずれもが令和 6 年度の市民税が非課税である場合

保育料を 5 分の 1 減額

- ③ ①②に該当する者を除き、ひとり親家庭等に属する場合
※ひとり親家庭等とは、母子（父子）の届けを行った者及び児童扶養手当法の規定による認定（母子認定・父子認定）を受けた世帯
- ④ 児童が兄弟姉妹で 2 人以上市立児童クラブに通所登録している場合
※兄弟姉妹の最年少の児童以外の児童が対象

保育料を 5 分の 2 減額

- ⑤ ひとり親家庭等に属しかつ兄弟姉妹で通所登録している場合
※兄弟姉妹の最年少の児童以外の児童が対象。最年少の児童は 5 分の 1 を減額します。